

スライド1 <新規制基準の欠陥>

原告ら代理人の高野です。

原告ら準備書面（20）で述べている新規制基準の欠陥のうち、基準地震動の策定方法と活断層等の判断基準の問題についてご説明致します。

スライド2 基準地震動  $S_s$  を超える地震動の頻発

2006年に改訂された耐震設計審査指針では、耐震設計に当たって基準地震動  $S_s$  を策定すべきものとされてきました。この2006年指針では、基準地震動  $S_s$  とは「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切なものとして策定しなければならない地震動」であるとされてきました。

この中の「極めてまれ」という点について、2006年指針を作成する審議の間では、「1万年に1回超過する確率を目安としてはどうか」という議論がなされてきました。

ところが、その後、2013年に新規制基準が決定されるまでの7年間に、日本各地の原発において4回、基準地震動  $S_s$  を超過する地震動が観測されました。

4回というのは、

2007年7月16日の新潟県中越沖地震の際の柏崎刈羽原発

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震の際の福島第一原発

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震の際の女川原発

2011年4月7日の宮城県沖地震の際の女川原発

です。

7年の間に4回ということは、1万年の間に5714回ということであり、先程の「1万年に1回超過する確率」を遙かに超える、驚くべき高頻度です。これが何を意味しているかは明らかです。日本各地の原発で策定されていた基準地震動  $S_s$  が余りにも小さ過ぎたということです。そのような事態が生じた原因は、2006年指針における基準地震動策定方法に関する規定が余りにも緩やか過ぎたということにあります。

### スライド3 従来と同じ基準地震動策定方法

その点が新規制基準において改められたのかというと、そうではありません。新規制基準においても、耐震設計に当たって基準地震動を策定すべきものとされています。

新規制基準に基づく審査の実施に備えて規制委員会によって作成された耐震設計審査ガイドには、基準地震動は2006年指針における基準地震動 $S_s$ と同様である旨が書かれています。そして、電力会社によって設定された地震動レベルが妥当であるかどうかを確認する際には、原子力安全基盤機構、略称JNESが2005年に作成した報告書等を参照する旨が書かれています。2005年ということは、3.11巨大地震の6年前ということです。

これらのことから分かるとおり、新規制基準における基準地震動策定方法は、2006年指針におけるそれと基本的に同じ内容のものです。3.11巨大地震と福島第一原発事故を経験したにもかかわらず、根本的な見直しは全くなされていないのです。

### スライド4 JNES報告書の内容は不合理

古い報告書であっても内容に問題がなければ構わないとも言えますが、JNES報告書の内容には次のような大きな問題があります。

JNES報告書は、震源を特定しにくい地震による地震動について検討した報告書ですが、この報告書の問題点の1つは、検討に際して使用した地震動のデータが全てモデル計算によって算出されたものに過ぎないということです。現実が発生した地震について観測された地震動のデータを使用して検討したものではないのです。地震動をモデル計算する場合、地震の規模をどれくらいに設定するか、震源断層の位置や幅や長さをどのように設定するか、アスペリティの位置や個数をどのように設定するか等々の多数の要素について条件設定を行って計算することになりますが、1つ1つの要素についてある程度の幅が認められるため、その幅の中でどのような条件設定を行うかによって、最終的な計算結果が大きく違ってきてしまいます。すなわち、計算結果の確実性が低いとされているのです。

2つめの問題点は、JNES報告書では、逆断層について、気象庁マグニチュー

ドで 5.5 ～ 6.8 相当の地震規模を設定した震源断層モデルによる計算しか行っていないということです。気象庁マグニチュードというのは、普段、地震に関する報道などで使用されているマグニチュードのことです。規制委員会が作成した耐震設計審査ガイドには、「震源を特定せず策定する地震動」を策定する際には、過去に発生した内陸地殻内地震の観測記録を適切に収集すべきことが定められており、その収集対象例の 1 つとして、2008 年岩手・宮城内陸地震が明記されています。この地震は逆断層による地震であり、気象庁マグニチュードは 7.2 でした。そうすると、JNES 報告書では、耐震設計審査ガイドで検討対象として例示されている、実際に発生した地震より相当小さな規模の地震による地震動しか計算されていないこととなります。これでは、モデル計算によって算出される地震動が小さなものにしかならないのは当たり前です。

地震学者は、「日本では、気象庁マグニチュード 7.3 程度の内陸地震はどこでも起こり得ると考えるべきであるから、気象庁マグニチュード 6.8 ～ 7.3 程度の内陸地震の観測記録に基づいて基準地震動を策定するべきである。」と述べています。このような方法による明確な基準を定めなければ、原発の耐震性能に関する規制基準としての意味がないというべきです。

## スライド 5 新規制基準の活断層等の判断基準

活断層に関する話に移ります。

新規制基準は、将来活動する可能性のある断層であるかどうかを、12 ～ 13 万年前以降の活動の有無によって判断することを原則としています。そして、判断する上で必要な地形面や地層が欠如していること等により、その判断が明確に行えないときには、40 万年前以降まで遡って活動性を評価するものとしています。

前段の原則部分は、2006 年指針と同じ内容です。この点についても、3.11 巨大地震と福島第一原発事故を経験したにもかかわらず、根本的な見直しがなされていないのです。

## スライド 6 活断層等の判断基準の不合理性

新規制基準における活断層の判断基準は不合理です。その理由は次のとおりです。

第1に、活断層か否かについては、全国どこでも40万年前以降の活動の有無によって判断するのが合理的であるということです。この点については、既に原告ら準備書面(6)において、学問的研究文献や政府の地震調査研究推進本部の報告書等を踏まえて詳細に論じましたので、ここでは繰り返しません。

第2に、規制委員会が作成した地質構造審査ガイドには、「ある断層について、40万年前から12～13万年前までの間の活動が認められるのに、12～13万年前以降の活動が確認されない場合は、調査の仕方が不適切である可能性が高い。」という意味のことが書いてあります。そうなのであれば、初めから「40万年前以降の活動の有無によって判断する」と定めておく方が合理的です。原発は万が一にも事故を起こしてはならないのですから、そのようにすべきであることは明らかです。

第3に、新規制基準の作成に当たって原子力規制委員会に設けられた検討チームの会議では、活断層研究の専門家から、繰り返し、「40万年前以降の活動の有無を基準にすべきである。」という趣旨の意見が述べられていました。それにもかかわらず、原子力規制庁の事務局は、最後まで、「原則として12～13万年前以降の活動の有無を基準にする。」という案を提出し続けて、新規制基準を作成しました。この背景には、もしも「40万年前以降の活動の有無を基準にする。」という規制基準を作ったならば、その基準によって直ちに規制基準違反となってしまう、廃炉にせざるを得なくなる既設原発が日本国内に存在していることから、事務局がそのような事態の発生を避けようと考えたからである、と推察せざるを得ないものであります。

以上で説明を終わります。

以上